工事施工遵守事項

１．工事の実施にあたっては、交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、工事個所に法定外公共物占用許可表示板及び危険防止のため、工事標識、柵、その他の防護施設を施し、かつ、夜間は赤色灯を点灯し工事します。

２．水路敷地に掘削土砂及び物件を放置せずに施工します。

３．占用期間中において水路工事又はその他の工事により占用物件の除去、改築、移転等命ぜられた場合は、申請者の負担において速やかに措置します。

４．水路への排水接続に際しては、流量及び水質等十分考慮し、水路及び下流域の土地に一切損傷を及ぼさないようにします。

５．水路へ雨水以外の土砂、流木、汚染水等を混入させないよう、必要な施設を設置するとともに、申請者の責任において常に維持管理を行い良好な状態を保ちます。

６．放流水に起因する各種の問題及び本件によって発生した事故の一切は、申請者の責任において速やかに解決します。

以上の通り遵守し、施工しますから、許可くださるようお願いします。

令和　　年　　月　　日

（宛先）五戸町長

住　所

申 請 者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　所

施工業者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞